



佐賀県公報

平成16年
4月5日
(月曜日) 外
号

仮屋加入区	松区第六百九号、松区第六百十号、松区第六百十一号、松区第六百十二号及び松区第六百十三号漁業権の漁場の区域
肥前第一加入区	松区第六百十四号、松区第六百十五号、松区第六百十六号、松区第六百十七号、松区第六百十八号、松区第六百十九号及び松区第六百二十号漁業権の漁場の区域

肥前第二加入区	松区第六百二十一号漁業権の漁場の区域
大浦浜第一加入区	松区第六百二十三号、松区第六百二十四号、松区第六百二十五号及び松区第六百二十七号漁業権の漁場の区域

大浦浜第二加入区	松区第六百二十二号、松区第六百二十六号、松区第六百二十八号、松区第六百三十号、松区第六百三十一号、松区第六百三十二号及び松区第六百三十四号漁業権の漁場の区域
----------	--

大浦浜第三加入区	松区第六百二十九号、松区第六百三十二号及び松区第六百三十五号漁業権の漁場の区域
大浦浜第四加入区	松区第六百三十六号漁業権の漁場の区域

波多津加入区	松区第六百三十七号漁業権の漁場の区域
--------	--------------------

- 漁業災害補償法に基づく養殖共済に係る区域の設定 (110五・生産者支援課) 一
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 一
- " (") 二

○ 告 示

● 佐賀県告示第三百五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第一百八条第三項の規定により、一定の水域を次のように定める。

なお、漁業災害補償法第百十八条第三項及び第一百一十五条の四第一項第一号の規定による一定の水域及び区域（平成五年佐賀県告示第五百十三号）は、廃止する。

平成十六年四月五日

佐賀県知事 古川康

法第百十四条第三号に掲げる養殖業
真珠養殖業

○ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年4月5日

佐賀県知事 古川康

加入区の名称	水 域
鎮西町第一加入区	松区第六百一号漁業権の漁場の区域
鎮西町第二加入区	松区第六百二号、松区第六百三号、松区第六百四号、松区第六百五号、松区第六百六号、松区第六百七号及び松区第六百八号漁業権の漁場の区域

平成16年4月5日(月)

外
事
署
公
報
県
賀
佐

2

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
26	唐津市原字三ノ久822番1	平成16.3.30	5.00~6.00	33.09

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年4月5日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
27	武雄市武雄町大字富岡字水谷11497番2及び11497番3	平成16.3.30	4.01~4.03	32.77

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 1か年118,800円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年四月五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)